

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

ロシアが隣国ウクライナへの侵略に踏み切り、多くの人命が奪われています。他国の主権、領土を侵す野蛮な侵略行為であり、国連憲章に基づく平和の国際秩序そのものを根底から突き崩すものです。ロシアの侵略に怒りをもって断固抗議をします。3月4日には、ウクライナにある最大の原発の関連施設への砲撃を行いました。人類全体の生存を脅かす犯罪行為に抗議し、攻撃を直ちに中止するよう強く求めます。

ウクライナ侵略に反対する声は世界に広がっています。ロシア国内でも、弾圧に屈せず、戦争反対のデモが起きています。世界の連帯の行動に胸が震える思いです。本日午前中に、ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議する決議が、全会一致で可決されました。私も、ウクライナ侵略反対の世論と運動を広げるために、全力を尽くします。

それでは、通告に基づいて一般質問を行います。

最初に、東海第二原発問題について質問します。

大量の放射性物質が放出され、地域社会に甚大な被害をもたらし、自治体丸ごとの避難など多くの人が避難を余儀なくされ、ふるさとを奪われた福島第一原発事故から間もなく11年を迎えます。いまだに収束からほど遠く、放射性物質を含む汚染水が増え続けています。

私は、東海第二原発について、そもそも人口密集地に立地していること自体が問題の原発である、福島原発事故の教訓や、東日本大震災で大きなダメージを受けた老朽原発であること、30キロメートル圏内には94万人が住んでおり、重大事故が起きたときに避難が不可能であることなどから、市長に再稼働に反対することを求めてきました。

日本原子力発電は、2月28日、東海第二原発の再稼働に向けた工事を今年12月までに完了させる計画でしたが、工事完了を2024年9月まで延長すると発表しました。

そこで、（1）再稼働の可否の判断について伺います。

市長は、昨年12月議会の私の質問で、再稼働の可否を判断する条件の一つとして、市民の意見聴取をきちんと行っていくと答弁をされました。再稼働の是非を決めるのは市民です。ですから私は、再稼働の可否については、市民の慎重な意思の確認を求めています。市民の意見の聴取について、どのような形態で、いつ実施をするお考えか、伺います。

次に2点目、広域避難計画について伺います。

再稼働の是非を判断する上で、実効性のある広域避難計画の策定を条件の一つとしていますが、原子力規制委員会では、広域避難計画の審査は対象外であり、議会では提案も採決ありません。その実効性を誰が判断するのか、この点について伺います。

2番目に、パワーハラスメントについて伺います。

初めに、パワーハラスメントは、身体的・精神的な攻撃、過大な仕事を与える、過小な仕事しか与えない、人間関係から切り離す、上下関係に乗じて支配しようとするなど、様々な形態で人を傷つけ、痛めつけ、鬱病や退職に追い込んだり、命さえ奪ったりすることもある決して許されない行為です。しかし、このような行為が市消防本部内で行われてきた。この問題、これは絶対にあってはならないと。この問題を取り上げて質問をしたいと思います。

1, 市消防本部におけるパワーハラスメントと対策について伺います。

昨年12月、私宛てにメールが届きました。市消防本部で、職員が上司から1年半にわたってパワハラを受け続け、心身に不調を来し、昨年10月から11月まで45日間の療養休暇を取りました。しかし、パワハラに対する調査や対応が行われていない。パワハラの内容は、勤務中、職員の目の前で大声で叱責、書類を作成してもばかにしたような扱いを受け、「こんなのでは話にならない」と書類を突き返される。前任者の仕事内容を模倣して間違えないように仕事をしていると、「そんなものは間違っている」と大声で叱責を受ける。同僚の前で大声で無能扱いをする。ほかの職員との接触や協力依頼をすることを禁止する。ささいなミスを毎回のようには叱責、1人でできないような仕事量を押しつけ、はじめての仕事でも、ミスをするともた大声で叱責する。このようなことを1年半にわたり繰り返し行われてきたという内容でした。

さらに、十分な調査もせず、被害者を一方的に異動させる行為は不当な扱いではないか。こうした声も多数上がっています。相談窓口も機能しておらず、隠蔽も行われている。ほかの職員に対しても、10年以上、こうしたパワハラが行われている、このような声も出ております。

今回、身体的・精神的に追い詰められた職員が診断書を提出し、療養休暇という形でハラスメント行為が表面化し、明らかになりました。

私は、1点目として、パワハラ問題の実態把握と真相究明がどのようになされたのか、その内容と結果について伺います。

私はメールを受け取った後、事実確認のため、昨年12月15日には消防長に会い、12月17日には市長に会い、事の真相・対策について伺いましたが、当時、常陸太田市処分審査委員会で審査中だということで、事の重大さを私から訴えることにとどまりました。

総務省消防庁は対策の一つとして、ハラスメント等を防止するための懲戒処分の厳格化、これを挙げています。消防本部懲戒処分基準の作成を求め、人事院が公表している懲戒処分の指針を基にした市町村消防本部懲戒処分量定一覧表も策定されております。本市では市懲戒処分量定一覧表が作られていると伺っております。

このような指針を基にした市懲戒処分量定一覧表により処分の決定がされたと思いますが、2点目に、市消防本部の処分の決定について伺います。

消防庁は、総務省消防庁ですけれども、パワーハラスメントについて、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性や背景に行われる暴力行為などのハラスメントは、相手の尊厳や人格を侵害する行為であり、決してあってはならない。ハラスメントや不祥事は、国民、住民の信頼を著しく損ねるものであるだけでなく、消防職員の士気の低下、職場環境の悪化により、行政サービスとしての消防力の低下にもつながりかねない。

消防庁では、消防本部におけるハラスメント等の撲滅に向けた各種対応策を実施していくとして、ポスター、パンフレット、テキストの作成、消防庁ハラスメント等相談窓口の設置などを実施しております。しかし、パワーハラスメントが後を絶たないとして、2017年9月には、消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループが「消防本部におけるハラスメント等への対応策」という報告書を出しています。

この内容を見ますと、1として、ハラスメント等を撲滅するためのトップの意思等の明確化及び消防本部内での周知徹底、2、ハラスメント等が発生した場合に適切に対応するためのハラスメント等に関する通報制度の確立及びハラスメントに関する相談窓口の設置、3、ハラスメント等を防止するための懲戒処分の厳格化。先ほども出ました。職員のセルフチェック・アンケート等の実施、研修等の充実など、各消防本部が取り組むべき具体的な対策を掲げております。

3点目として、パワーハラスメントの予防と徹底した対策について伺います。

3番目に、国民健康保険税について伺います。

新年度から国民健康保険税賦課方式の2方式が導入され、今議会において税率改正の条例が提案されております。私は今まででも高い国保税の引下げを求めてきましたが、2方式を理由にさらに税率の引上げが行われないように、国保税の問題をこれまで取り上げてきました。

そこで、1、国民健康保険税の軽減について伺います。

国保世帯で、子どもの数が多いほど国保税の負担が大きくなる均等割は、まるで人頭税である、子育て支援に逆行している、こうした批判が大きく上がっており、全国知事会などの地方団体からも均等割見直しの要求が出されてきました。人間の頭数に応じて課税する人頭税は古代につくられた苛酷な税制で、この時代錯誤の仕組みこそ国保税を低所得者や家族が多い世帯に重い負担にしている最大の要因です。制度から子どもの均等割をなくすことを国に求めていくことを要望します。

国は2022年度から、子どもに係る均等割額の軽減措置として、全世帯の未就学児を対象に、均等割額を2分の1に軽減するために、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1を取ることにしました。また、茨城県は、多子世帯の軽減策として、茨城県特別交付金総額5億円を創設しました。20歳未満の被保険者数に応じた交付金で、本市は1人当たり7,390円、交付額597万円になります。

子どもの税額負担軽減の交付金ですが、使途の制限はありません。本市では、県の交付金を全体的に税額を軽減する財源として一律軽減する方法が取られます。これも一つの軽減策だと思いますが、子育て支援の視点からはどのような検討がされたのか。多子世帯の負担の均等割軽減の考え方について伺います。

次に、基金の活用について伺います。

賦課方式を2方式にすると税額が大きく変わる世帯もあることから、被保険者の急激な負担増にならないよう基金を活用していくということで、2021年度末の基金残高約7億5,000万円を活用し、均等割の軽減割合を2022年度、新年度は2分の1、2023年度は3分の1、2024年度は6分の1、2025年度の4年目からは軽減割合なしの改正税率どおりの課税となります。

初年度は、多くの世帯が国保税が値下げになります。ところが、3年後、4年後には、どんと大幅に課税額が上がります。3年間の基金活用後の残高約3億円を活用して、納付金の状況を見ながら国保税の負担軽減に活用していくべきだと思いますが、基金の活用について伺います。

4番目に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

1, ワクチン接種の促進と、PCR検査の充実について伺います。

子どもの新型コロナ感染者が急増しており、5歳から11歳までの子どももワクチン接種が受けられるようになりました。本市で行っているPCR検査は、小学生まで1,000円、中学生以上2,000円で実施しておりますが、茨城県の無料検査が昨日3月6日より再開されました。感染拡大防止のためには、PCR検査の拡大・充実が何より感染防止のために重要です。子どものワクチンの早期接種とPCR検査について伺います。

2, 支援が必要な人、誰一人取り残さない支援について伺います。

厚労省が行う、新型コロナの影響で保育園の休園や小学校などが休校し仕事を休まざるを得なくなった保護者に有給休暇を取得させた事業所の小学校休業等対応助成金について、事業所の確認をへずに保護者の個人申請が可能となりました。本市では休校・休園措置が取られておりますが、小学校休業等対応助成金の保護者への周知状況について伺います。

3, 自宅療養者への食料支援について伺います。

新型コロナ感染者の自宅療養者が増加しています。自宅療養者が療養に専念でき、安心して療養生活が送れるように、7日間から10日間、食料品や日用品などが不足して生活に困ることがないように支援が行われております。

この支援は、親類などからの支援を受けることが困難な方を対象にしておりまして、茨城県は配食サービスを実施しておりますが、市の自宅療養者への支援、食料支援について伺います。

5番目に新総合体育館について伺います。

新総合体育館は、スポーツ施設としてはもとより、市民の様々なライフステージに合わせて幅広く利用できる施設として、また、指定避難所の中核として活用されるという説明がされています。

文教民生委員会では、2回、スポーツ振興課より説明をいただき、質問、意見などを述べる機会がありました。

整備計画をつくるときにスポーツ愛好者からアンケート調査を行ったと聞いておりますが、基本設計ができ、イメージがつかめる段階の今、スポーツ愛好者、指導者、スポーツ団体、文化団体の皆さんに感染対策を十分した上で集まっていただいて、説明会を開き、意見等を伺い、実施設計にできることは反映させていく取組を求めたいと思います。

少なくとも、スポーツを楽しみ利用する市民の皆さんがこの整備事業に参画することが、完成後、市民が利用しやすい、市民に愛される、親しみの持てる施設になり、スポーツ施設の拠点としてまちづくりにもつながると思います。市民に愛される新総合体育館を整備するために、市民やスポーツ団体などから要望や意見を聞く、このことについてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○川又照雄議長 答弁を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 東海第二原発再稼働についてのご質問にお答えいたします。

初めに再稼働の可否の判断につきましては、これまでも再三申し上げておりますように、福

祉や産業、教育等、様々な分野の市民の方々から適切な時期に意見を聴取し、私が判断をしています。

次に、広域避難計画の実効性につきましては、現在、計画に基づく避難訓練を実施し、その評価・検証を行い、必要に応じ計画の見直しを行いながら、計画の実効性を高める取組を進めているところでありまして、専門的知見を持った方々の意見を伺いながら市が総合的に判断すべきものと考えております。

○川又照雄議長 消防長。

〔大関正幸消防長 登壇〕

○大関正幸消防長 消防本部に関する3点のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問でございますが、令和3年におきまして消防職員1名が心身に不調を来し、療養休暇を取得しております。

心身に不調を来した要因に関しまして、療養休暇を取得した当事者からではなく匿名での情報提供があったことから、実態把握と真相を究明するために、当事者、関係する職員並びにその他の職員から聞き取り調査を実施し、状況確認を行いましたところ、聞き取り内容に差異があったことから、処分の公正と統一を図るため、常陸太田市処分審査委員会へ調査内容を提出し、審査を求めました。

続きまして、2点目の市消防本部の処分の決定についてのご質問でございますが、「地方公務員法」第6条の規定により、任命権者である消防長は、職員の任命、分限、懲戒などを行う権限を有するとされておりますことから、1点目のご質問で答弁をいたしました常陸太田市処分審査委員会から、パワーハラスメントの要素を満たすまでには至らないが、関係した職員の業務上などの指導において職員が心身に不調を来した事実を重く受け止めるべきであるとの上申を受け、消防本部において処分を決定いたしました。

続きまして、3点目のパワーハラスメントの予防と対策についてのご質問でございますが、全職員に対しまして、パワーハラスメント及びその他のハラスメントにつきまして定期的に注意喚起をし、ハラスメントに関する意識づけの実施をしております。さらにハラスメントに関する職員の研修などへの参加を促進し、良好な職場環境の構築に努めてまいります。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 保健福祉部関連のご質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険税に係る多子世帯における均等割軽減についてのご質問でございますが、今回の税率改正においては、基金を活用し、均等割を令和4年度は2分の1、令和5年度は3分の1、令和6年度は6分の1の軽減をすることで、被保険者の急激な負担増とならないよう激変緩和措置を講じる予定としております。これは、特例的な措置として全ての被保険者において負担軽減が図られるよう、市国民健康保険運営協議会からの答申を受けて行うもので、これにより多子世帯への負担軽減も図られているものと考えているところでございます。

今後、市単独による子どもの均等割軽減を実施する場合には、基金からの一時的な繰入れでは

なく、保険税による財源確保が必要不可欠となりますことから、県内市町村の動向を注視し、検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、基金の活用についてでございますが、今回の税率改正における激変緩和措置を実施した場合、基金の残高は約３億円を見込んでいるところでございます。基金の保有額につきましては市町村の判断に委ねられているところではございますが、健全な財政を維持するために、一月分の保険給付費として支払われております約３億円を目安に基金に保有していきたいと考えております。

また、今回の税率改正における基金の繰入額につきましては、令和３年度本算定時のデータを基に試算したものであり、今後の被保険者数や所得状況、さらには県への納付金の変動も大きく影響しますことから、適正な繰入れに努め、来年度以降の基金保有額により活用の判断をしてみたいと考えているところでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、子どものワクチンの早期接種についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の発症・重症化予防のため、５歳から１１歳までの小児ワクチン接種の方針が国から示され、本市においては、５歳から１１歳の２,２１８人に対し、２月２５日にワクチン接種を受けるために必要な予診票等の発送をいたしました。

予約の受付につきましては、３月１日からコールセンターへの電話やウェブ、ＬＩＮＥにより受け付けており、ワクチン接種の開始は３月１１日からとなっております。

接種を行うに当たっての優先順位ですが、低年齢児は自身で感染対策を取ることが難しいことから、５歳のお子様から段階的に市内８か所の協力医療機関で実施してまいります。

なお、３月の県からのワクチンの供給数ですが、延べ７００回分、実人数にして３５０人分が配送される予定でございます。

次に、子どものＰＣＲ検査についてのご質問にお答えします。

令和３年１０月１日より、ワクチン未接種の年齢である１２歳未満のお子様に関し、不安解消のため、１人２回まで、１回につき１,０００円の自己負担でＰＣＲ検査を実施いたしました。県が本年１月４日より、感染に不安のある方を対象に、県内の薬局やドラッグストア等で無料検査を開始しましたことにより、当市のＰＣＲ検査を休止いたしました。その後、感染の急拡大により全国的に検査キットが不足したことで、県は２月５日から無料検査を一時休止としたため、市では、２月１０日からワクチン接種の有無にかかわらず、無症状で感染された方との濃厚接触がない方を対象に、小学生以下１,０００円、中学生以上２,０００円でＰＣＲ検査を実施していましたが、昨日３月６日から県の無料検査が再開したため、３月４日をもって市の検査は休止したところであります。なお、３月４日までの１５日間で１５５人の方が検査を行いまして、そのうち小学生以下が２５人となっております。

次に、小学校休業等対応助成金の保護者への周知状況についてのご質問にお答えをいたします。

小学校休業等対応助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、学校や保育園などが臨時休業となり子どもの世話のため仕事を休む保護者の方に有給の休暇を取得させた事業所に対し

て賃金相当額を助成するものでございますが、市では、小中学校や幼稚園、保育園等に通う子どもの保護者に対し本制度の情報が行き渡るよう、各施設の長宛てに制度に関するリーフレットを配付し、周知の依頼を行っております。

次に、自宅療養者の食料支援についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症が急増し、自宅療養にならざるを得ない方が増えている状況から、県では、自宅療養者で、同居家族や近隣に親族、知人等がおらず、食料等などの買出し支援を受けられないことができない方、インターネットなどを利用し宅配やキャッシュレス決済などの方法により外出せずに食料品を確保することができない方に対して、1回につき5日分のレトルト食品、飲料、生活用品等を療養期間中に2回まで自己負担なく支援するサービスを行っております。

このサービスは、受託業者から食料品が届くまでに二、三日の期間を要するために、市では、この期間に食料支援を希望する市民に対して、県と覚書を取り交わし、自宅療養者の情報提供を受け、直接、療養者と連絡を取り合った上で、ご自宅まで食料をお届けをしております。

なお、この食料につきましては、市社会福祉協議会と連携を図り、協議会事業の一つである新型コロナウイルス感染症拡大下の生活応援事業を活用しまして、3日分程度のレトルト食品等の提供を行っているところでございます。これまでの実績は7件で、そのうち独居の高齢者が2件、ほかからの支援を受けることが困難な家庭が5件となっております。

○川又照雄議長 教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 新総合体育館について、市民やスポーツ団体などから要望や意見を聞くことについてのご質問にお答えいたします。

まず、令和2年10月に、新総合体育館整備基本計画の策定に当たりまして、一般市民、体育館利用団体、市スポーツ協会に加盟するスポーツ団体、スポーツ少年団、学校体育施設利用団体などの皆様に対しまして、新体育館の必要性に加え、新体育館に望む機能や設備などにつきましてもアンケート調査をしてきたところでございます。主な意見といたしまして、会議やダンスなどができる多目的ルーム、トレーニングルーム、シャワー室、アリーナの空調設備、トイレの充実などで、基本計画に反映をしてきたところでございます。

現在、配置計画、多目的運動広場や駐車場などの外構、体育館本体などの基本設計の策定を進めているところでございまして、策定経過の中で、進捗状況等に応じ、適宜、市の関係部署で構成する新総合体育館整備庁内検討委員会、いわゆる内部委員会、また、県内外のバレーボールやバスケットボールなどのスポーツ関係の専門の方や、障害者スポーツの有識者、市民や市のスポーツ団体等の代表者、女性委員などで構成する新総合体育館整備検討委員会、いわゆる外部委員会を開催し、各委員の皆様のご意見をいただきながら進めているところでございます。

今後は、これら委員会に加え、県内外のトップレベルのチームの関係者や、ユニバーサルデザインの知見を有する方などから、より専門的なご意見をいただくことも計画をしているところでございます。

なお、市民やスポーツ団体などに対しましては、現体育館の解体スケジュールなども含めまし

て、適切な時期に、随時、ホームページ、広報紙等を活用し、情報提供をまいります。

○川又照雄議長 宇野議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） 2回目の質問を行います。

まず、最初の東海第二原発再稼働問題について、2点伺いをいたしました。

市長は再三と言われましたけれども、私もこれは何度か聞いております。ただ、市民から慎重な意見をしっかりと聞く、そのことについてどのような形でやるのか、そのことについて今回伺ったわけです。

様々な分野から市民の皆さんの声を伺っていくということではありますが、前大久保市長のときに、農業関係者、文化、PTA、それぞれの分野から市民の声を聞くということで選出された、名称は忘れましたが、そのような市民の会がありましたけれども、これは、先ほど市長がおっしゃったような様々な分野から意見を聞く、その対象となる団体でしょうか。

○川又照雄議長 市長。

○宮田達夫市長 ご質問の趣旨がいまいちのみ込めませんが、前大久保市長がご答弁しましたように、あれはまだ会として決まったわけではなく、こういう人たちから話を聞こうと、そこまでの段階でございますけれども、予定としてはそういう関係の方々からお話を聞きたいと思っております。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 当時、選出された分野からの方々、二十数名だと思いましたが、私は、やはりきちんと聞いていくということになれば、こうした分野の方々の意見を聞くことももちろんですが、もっと広く市民の皆さんからご意見を聞くという形態をつくっていくと。そのことがやっぱり本当に市民の皆さんから意見を聞くということになるかと思えますけれども。

そして、再稼働の可否を判断するのは市長ですが、その再稼働の是非を決めるのは市民なんです。だから、やはりより多くの市民の皆さんの声をきちんと聞いてほしいと、このことを求めているわけですが、その点についていかがでしょうか。

○川又照雄議長 市長。

○宮田達夫市長 先ほども申し上げましたように、前市長のときに決めましたメンバーの方々を中心に話を伺っていきたいと思っております。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） それでは十分な市民の皆さんからの意見を聞くということには私はないと思います。改善を求めたいと思います。

誰が避難計画の実効性を判断するのか。規制委員会ではない。先ほど質問の中でも言いましたが、やっぱりこれも市民なんです。ですから、やはり、きちんと避難計画に実効性があるのかどうか、そういうことも含めて、多くの市民の皆様方から、この2点目についても聞く、そのような立場で進めていただきたい、このように思いますけれどもいかがですか。

○川又照雄議長 市長。

○宮田達夫市長 避難計画の実効性につきまして市民の方々から意見を聞くとは申しておりませんで、市として判断をしてまいりたいと思っております。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 答弁はそうにいただきましたけれども、やはり実効性のある避難計画を判断していくのは、私は最終的には市民だと思いますけれども。しっかりと、より多くの方々の市民の声を聞く、そういう立場でお願いしたいと思います。

2番目、パワーハラスメントについて3点伺いました。消防本部におけるパワハラ問題の実態把握と真相究明について伺いました。

先ほど私の質問の中で、非常に連日のようにちょっとしたミスでも大きな声で叱責される、無能扱いされる、このようなことで幾つものような行為が行われてきたかということを挙げましたけれども、実際には、調査をして、どのような行為が行われたのか、この点について伺います。

○川又照雄議長 消防長。

○大関正幸消防長 ただいまの質問にお答えいたします。

調査内容に関しましては、個人情報等が含まれますことから、答弁は控えさせていただきます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 調査内容、現実的にどのようなことが行われていたのかということですね。私が先ほど述べましたけれども、幾つもの声を述べました。これはどうなんですか。こういうことが行われていたとお認めになりますか。

○川又照雄議長 消防長。

○大関正幸消防長 2回目にお答えいたしましたように、調査内容については、各職員からの聞き取りを含めまして、個人情報等が含まれますので、答弁は控えさせていただきます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 私はやはりきちんと問題を明らかにするというのが、これから消防署内でのパワハラをなくしていく、その解決の道だと思うんです。

私も、被害者であるご本人に会いましたけれども、こんなことも言っておりました。通勤し、途中、消防本部が近くなってくると握っているハンドルが汗でべたべたになると。それだけ緊張しながら、1年半以上耐えて耐えて頑張ってきたんですよ。

今回、別な職場のほうに異動になりましたけれども、45日間も心療内科にかかるほど大変大きな精神的な打撃を受けて、そして、12月1日から職場に復帰しておりますけれども、これが本当に取り返しのつかないことにならなかったのは、本人が頑張ったからなんです。もしそういうことになったときには、今回のような処分では済まされないと思います。

私はもっと真剣に、人の命を守る、それから、消防職員の若い将来性をやっぱりきちんと大事にするという立場で、消防長の監督責任もありますから、そういうことも含めて、今回の当事者である総務課長にしっかりと反省してもらいたい。

○川又照雄議長 宇野議員に申し上げます。私見よりも再質問をお願いしたいと思います。

○18番（宇野隆子議員）　そういうことで、今回の処分については非常に、懲戒処分にはかからなかったわけですが、人事院から出ております懲戒処分の指針についてということで平成12年3月31日に出されておりますけれども、最終改正が令和2年4月1日ということになっておりまして、これを読みますと、人事院ではこのたび、懲戒処分がより一層厳正に行われるよう、任命権者が懲戒処分に付すべきと判断した事案について処分量定を決定するに当たっての参考に供することを目的として、別紙のとおり懲戒処分の指針を作成しましたということでありまして、この中でパワーハラスメントを見ますと、パワーハラスメントということを行ったことにより、相手に著しい精神的または身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給、または戒告とすると。パワーハラスメントを行ったことについて、指導、注意等を受けたにもかかわらずパワーハラスメントを繰り返した職員は、停職、または減給とする。もう一つあります。パワーハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重責による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職、または減給とすると。このように、大変パワーハラスメントに対して厳重な処分が出されているわけです。

それで今回、質問の中でも述べましたが、様々なパワーハラスメントに関わる行為を受けてきたと。これらのことを今度の市の処分審査委員会においても、また、その答申を受けて、消防長が処分を決定したわけですが、これらの行為をパワーハラスメントということで認めなかったということですか。それについて伺います。

○川又照雄議長　消防長。

○大関正幸消防長　ただいまのご質問にお答えいたします。

処分審査委員会からの意見を求めましたところ、パワーハラスメントの要素を満たすまでには至らないということでございます。

○川又照雄議長　宇野議員。

○18番（宇野隆子議員）　45日間も我慢に我慢に耐えて、療養休暇届を出して苦しんできたわけですよ。ここまで追い詰められていて、これがパワーハラスメントに至らないと。これは何をもって至らないとしたわけですか。じゃあ、パワーハラスメントというのは何だと消防長はお考えになっていますか。

○川又照雄議長　宇野議員に申し上げます。今の答弁に対しての私見ではちが明かないように思うので、質問を変えてもらわないかと先に進めないのかなと思っているんですけども。

宇野議員。

○18番（宇野隆子議員）　私見は私は「議場騒然、聴取不能」。

○川又照雄議長　しっかり答弁を受け止めた上での発言ならいいけれども、45日もこうした、ああしたという話では、結局最終的に落ち着くところに行かないでしょう、相手の答弁に対して批判をしているようでは。消防長に質問しましたよね。消防長はちゃんと答えたわけですから、それに対して異議を申し立てたのでは再質問に合わないと思うんですけども。

はい、もう1回。宇野議員。

○18番（宇野隆子議員）　私の質問に対しての消防長の答弁に納得できないと。ですから、さ

らに私は伺っているわけです。

ですから、パワーハラスメント、消防長はどのような行為をパワーハラスメントと呼ぶのか、このことについて伺います。相手は、４５日も療養するということは〔聴取不能〕ですよ。

○川又照雄議長 宇野議員にもう１回申し上げます。宇野議員。

○１８番（宇野隆子議員） こういうことを重く受け止めていないのかと〔聴取不能〕ますよ。

○川又照雄議長 宇野議員に申し上げますけども、これは市の処分審査会からパワーハラスメントの要素を満たすまでには至らないという答えを受けて消防長のほうで判断をしたわけでありますから。それに対してまた宇野議員がそれは腑に落ちないという再質問であるとすれば、答弁要求するのはおかしいというふうに思うんですけども。もう一回いいですか。宇野議員。

○１８番（宇野隆子議員） それでは、処分審査委員会の委員長は通常であれば副市長ですけども、現在、副市長がいないということで、教育長がその委員長となりましたけれども、それではこの問題を委員長に聞くということですか、どういう審査がされたのかと。

○川又照雄議長 すいません、宇野議員に申し上げますけれども、宇野議員の質問に対して消防長は答えたわけででしょう。

○１８番（宇野隆子議員） 私は、今回の処分について全く納得していないと。一般質問でも言いましたけれども、ほかの職員たちからもこの処分には納得できないという声が入ってきてますよ。ですから、なぜこのような低い……。懲戒処分にも至らなかったよという処分が出されたのか、非常に疑問なんですよ。本当に実態を徹底して調べたのかどうかと、このことですよ。

そして、やっぱり消防署内でのパワハラをなくすという真剣さ。本当に被害者の立場に立って真剣に、今後パワハラをなくしていくための解決策を見いだしながら取り組むという姿勢が全く見えないと。やっぱり、こういうことで隠蔽したり、きちんとやらなければ、またこれからもこうした状況が生まれるかもしれない。

人事院でも、徹底してきちっと厳格にやりなさいと、このように言っているわけですよ。それで今私が、懲戒処分に至らないと結論づけたのはなぜなのかということですよ。そのことを答弁していただかなければ、この問題というのは解決しませんよ。もう結果が出たんだからいいのではないかと、そんな問題ではないですよ、本当に命に関わる問題ですから。

○川又照雄議長 宇野議員に申し上げますけれども、消防長の判断の中で、市の処分審査委員会の意見を聞いたということは認めますよね。

○１８番（宇野隆子議員） 分かっていますよ、それは。

○川又照雄議長 その答弁に対して何が不服なんですか。

○１８番（宇野隆子議員） ですから納得ができないと。

○川又照雄議長 でも、処分審査委員会というのがあるわけでしょう。

○１８番（宇野隆子議員） いや、納得が……。私からは、はっきりとしたパワーハラスメントであると。人事院の「パワーハラスメントとは」ということと照らし合わせても、今回、被害者へ身体的、精神的に大きな被害を与えたと、これがパワハラじゃなくて何なんだろうかと、私はこのことを聞いているんです。聞きますと、処分審査委員会で決めたと、ですから私はそれに

基づいて決定を下したというふうな話ですね。だから、このようなことは納得できないと。本
当に実態調査をして、真剣に被害者の立場に立って解決する方向になってないんじゃないかと、
このことを言っているわけです。処分が出たから、宇野議員、何を聞いているんですかと、この
ようなことはないと思います。

それで、私は消防長に……。

○川又照雄議長 宇野議員、分かって聞いているのかもしれないけれども……。

○１８番（宇野隆子議員） 再調査を求めますけれども、この点について消防長はどのようにお
考えになりますか。

○川又照雄議長 暫時休憩しますので。

午後２時５７分休憩

午後３時１５分再開

○川又照雄議長 休憩前に引き続き再開をいたします。よろしいですか。

消防長。

○大関正幸消防長 先ほどの処分についてのご質問にお答えいたします。

処分については、答弁させていただきましたとおり、消防本部において決定をいたしました。
しかしながら、処分に関しまして常陸太田市処分審査委員会からパワーハラスメントの要素を満
たすまでには至らないという上申を受けまして、その上申に基づきまして、市消防本部で市条例
に基づく量定について判断をし、消防本部で処分を決定いたしました。

なお、処分の内容につきましては、個人の内容が含まれますことから詳細には答弁を差し控え
させていただきますが、消防本部におきましてもパワーハラスメントには当たらないと判断した
ものです。

○川又照雄議長 宇野議員。

○１８番（宇野隆子議員） 答弁の中身は分かりました。

今回、身体的にも精神的にも大きな苦痛を与えられたと。このことについて、もう一度、再調
査をする、このようなお考えはありませんか。

○川又照雄議長 消防長。

○大関正幸消防長 消防本部において処分を決定しておりますことから、再調査につきましの
考えは持っておりません。

○川又照雄議長 宇野議員。

○１８番（宇野隆子議員） それでは、時間が迫っておりますので、最後に総括的に市長にお伺
いしたいと思うんですけれども、今回の消防本部内でのパワーハラスメントも含めて、市役所内
でのパワーハラスメントを防ぐ、そしてやっぱり、厳しいといいますか、しっかりした対策を取
っていくと、毅然とした対策を取っていくということについて、市長のご見解をお伺いいたしま
す。

○川又照雄議長 市長。

○宮田達夫市長 市におけるハラスメント予防と対策につきましては、これまでも専門的な研修を実施しております。なお、本年度は、庁内研修として、講師を招き、管理職を対象にハラスメント防止対策を実施したところでありまして、来年度は一般職を対象に実施することとしております。

また、相談体制といたしましては、相談窓口である総務担当への相談のほかに、庁内情報システムにホットラインを設けておりまして、各部局の人事担当管理職に直接相談ができる体制となっております。今後、早期の発見と予防に努めてまいる所存でございます。

今後も研修等を通して、引き続き、職員の理解を深め、早期の相談・予防に取り組めますとともに、職員向けにハラスメント防止等の指針を策定し、さらなる啓発を図ってまいる所存でございます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 徹底した対策を講じていただくと、このようにことであるご答弁をいただきました。よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。